

# 仕 様 書

## 1 件名

令和4年度青少年の教育旅行受入促進に係るモデルコース造成及びPR ツール制作業務委託

## 2 事業目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、アフターコロナにおける訪都旅行者数を増大させるため、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業では、教育旅行の訪問先としての東京の魅力を国内外に向けPRすることを目的として、東京教育旅行に係るコンテンツを企画・制作する。

【参考】 本事業関連ウェブサイト・パンフレット

- 学校関係団体向けページ（日本語・英語・中国語繁体字）  
<https://www.gotokyo.org/jp/education/>  
<https://www.gotokyo.org/en/education/index.html>  
<https://www.gotokyo.org/tc/education/index.html>
- デジタルパンフレット「DISCOVER TOKYO An Unforgettable School Trip」（英語・中国語繁体字）  
<https://www.gotokyo.org/book/en/list/2309/>

## 3 契約期間

令和4年6月13日から令和5年3月31日まで

## 4 履行場所

財団の指定する場所

## 5 全体運営

### (1) 全般について

受託者は本仕様書に掲げる目的に基づき、都内の教育旅行団体受入施設等の情報を収集し、東京の教育旅行モデルコースの造成及びPR ツール（動画・デジタルパンフレット・ウェブサイト）を制作すること。運営スケジュールを立て、財団と協議の上、次の事業を実施すること。

- 東京における教育旅行モデルコースの造成及びイメージ動画制作
- デジタルパンフレット掲載情報の改訂（英語・中国語繁体字）及び新規制作（日本語）
- 上記ア. で造成するモデルコース等の情報を掲載するウェブサイトの制作・運営

(2) 実施体制

- 受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。
- ア. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
  - イ. スケジュールや実施内容等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。
  - ウ. 業務の詳細について財団と協議の上決定し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。制作が遅延なく行われるようスケジュール管理をすること。なお、やむを得ない理由で延滞が想定される場合には、事前に財団に報告し、調整を図ること。
  - エ. 世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を含めた、日本（東京）及び対象市場の最新社会情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮し、財団と協議の上実施すること。また、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
  - オ. 写真や映像利用にあたっては、著作権元と承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。また、第三者に権利が帰属される図・画像・写真・映像などを原稿へ添付する際は、必ず事前に受託者側で調整を行いながら使用許諾を得ること。万が一、第三者から、掲載に伴い損害発生等の訴えが提起された場合、受託者の責任において対応すること。
  - カ. 制作物は中立性に配慮し構成すること。また、全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
  - キ. 外国語版の内容は対象地域の文化、習慣等に十分に配慮を行うこと。
  - ク. 東京都や財団が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

(3) 言語・翻訳の品質管理

- ア. パンフレットやウェブページの各原稿の翻訳については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、各言語のネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- イ. 各制作物はそれぞれのターゲットの視点に立った、自然かつ適切な伝わりやすい文章で制作すること。
- ウ. 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- エ. 固有名詞の表現等については、本契約締結後、財団の指示に従うこと。

- オ. 翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含めた適切な対応をとること。

## 6 委託内容

受託者は本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を円滑に運営実施すること。

### (1) 東京における教育旅行モデルコースの造成及びイメージ動画制作

#### ア. ターゲット

国内外の教育関係者や旅行会社を対象とする。

#### イ. モデルコースの造成

- ① 市場動向調査・分析結果を踏まえた上で造成を行うこと。なお、現在の修学旅行や体験学習のトレンドや新型コロナウイルス感染症による新たな体験型コンテンツの在り方を考慮すること。また、海外からの教育旅行において、東京の歴史や伝統文化、先進性の理解が促進される内容であること。
- ② モデルコース5件以上の造成を行うこと。国内外の教育旅行生（中学校・高等学校）向けのコースを想定している。各コースにおいて体験プログラムを少なくとも1箇所含むこと。なお、体験プログラムは既存プログラム・新規プログラムかは問わない。
- ③ モデルコース内の紹介施設は、受託者以外の事業者でも取り扱い可能なもの、かつ学校や学生が事業者へ直接申込できるものとする。
- ④ 実施時期は通年を通して利用可能なモデルコースを造成すること。
- ⑤ 教育旅行に資するかつ東京の多様な観光資源を訴求するため、定番コースの他に、以下のテーマを参考としてモデルコースを造成すること。また、社会貢献や海外諸外国の学生が学ぶのにふさわしい施設・スポットを含むこと。
  - ・東京の歴史や伝統文化
  - ・東京都のスポーツ関連施設等や受入環境整備の取り組み
  - ・東京都の先進性（下水処理場・PET再生工場・東京スイソミル・環境公社等）
  - ・共存・共栄（東京を拠点に国内他県へ繋がるコース等（例：被災地理解））
- ⑥ モデルコースの日数
  - ・首都圏発着（日帰り・1泊2日、都内では鉄道またはバスでの移動を想定）
  - ・首都圏以外のエリア発着（1泊2日・2泊3日、都内へは新幹線または飛行機、都内ではバスでの移動を想定）

#### ウ. イメージ動画制作

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、取材スポットや時期など、

映像制作における詳細は財団と協議の上、決定すること。

- ① 上記6(1)イで造成するモデルコース5本分、それぞれの旅行・体験イメージ動画を制作すること。なお、現在の修学旅行や体験学習のトレンドや新型コロナウイルス感染症による新たな体験型コンテンツの在り方を考慮すること。
- ② 映像時間：45秒から1分間
- ③ ナレーション言語：日本語、英語、中国語繁体字
- ④ 映像のアスペクト比率は16:9とする。映像はハイビジョン(HD)方式により記録すること。大型スクリーン(200インチ程度)等での上映も考慮に入れ、相応の画質・品質とすること。
- ⑤ 映像の演出・構成は財団と協議の上決定すること。
- ⑥ 制作期間中、随時、制作中の映像等を提出し、財団と調整しながら制作を遅滞なく進めること。
- ⑦ 財団より映像等提供することがある場合、財団と協議の上、編集等について対応すること。
- ⑧ 財団の立会いのもと、事前に試写を行い、財団の承認を得た上で完成させること。なお、試写の結果、財団が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。
- ⑨ 映像の使用期間はおおむね5年とする。
- ⑩ 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積りに含めること。
- ⑪ 撮影場所は、東京都内において実施するものとする。なお、具体的な撮影場所等は財団と協議の上で決定する。
- ⑫ 取材・撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について撮影計画を提出し、財団の承認を受けること。
- ⑬ 事前に関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。撮影許可に必要な手続き及び調整について財団と協議の上進めること。
- ⑭ 本動画を財団が他のプロモーション活動等に利用するために、別途、第三者との契約による編集やDVD等の複製制作等ができるものとする。出演者がいる場合、出演者との契約においてもあらかじめ二次利用の許諾を得ること。ただし、出演者との契約により二次利用ができない場合は、事前にその旨を財団に通知すること。
- ⑮ 感染症対策に十分配慮した撮影場所の選定及び撮影を行うこと。
- ⑯ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応を行い、必要に応じて関係者のPCR検査等の対応を行うこと。またそれらの費用も含めること。
- ⑰ 財団による編集後の動画データ校正は2回以上を想定すること。

- ⑱ 撮影した映像及び収集した映像素材、シナリオをもとに、ナレーション原稿を作成すること。プロのナレーターの手配、収録スタジオの用意は受託者において行う。
- ⑲ 映像ごとに適したBGMや効果音をつけること。

#### エ. スケジュール

モデルコースは、後述のデジタルパンフレット及びウェブサイトに掲載するため、各ツールの制作期限に間に合うように、全体のスケジュール管理を徹底すること。

### (2) デジタルパンフレット掲載情報の改訂及び新規制作

国内外の教育関係者や旅行会社への教育旅行誘致活動に必要なデジタルパンフレットの掲載情報改訂及び新規制作を実施すること。

英語版・中国語繁体字版パンフレットは掲載情報の改訂及び上記6(1)で造成するモデルコースを追加すること。日本語版パンフレットは新規制作すること。

また、撮影（撮影及び使用に係る許可等も含む）・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正・掲載先等への校正確認・デジタルパンフレットにアップロード可能な仕様・納品・工程管理など、制作に必要な全ての作業を行うこと。

#### ア. 掲載情報（英語・中国語繁体字）の改訂

現行パンフレット「DISCOVER TOKYO」（英語版）

（<https://www.gotokyo.org/book/en/list/2309/>）を次のとおり改訂すること。なお、繁体字版も英語版の改訂に合わせ、内容と表現を適宜修正すること。

- ① 1 ページについて：「Safety and Security」及び「Packed with Tourist Attractions」にふさわしい写真に変更すること。また、「Safety and Security」に記載のある“Safe Cities Index 2015”及び「Japan’s Economic Heart」に記載のあるGDPに係るデータについて、最新データを調べ、適宜修正を行うこと。修正の必要がない場合は、そのままとする。
- ② 2 ページについて：「Spring Festivals」に記載のある「1.5million」の数値や「Bon Odori Events」に記載のある「200」の数値について、最新データを調べ、適宜表現を修正すること。修正の必要がない場合は、そのままとする。
- ③ 3 ページについて：「Harajuku and Omotesando」、「Shibuya」にふさわしい写真に変更すること。また、掲載されているほかの写真の変更を提案することは妨げないが、変更にあたっては、2案以上提案し、財団の承認を得ること。
- ④ 3 ページ及び5 ページの「The Main Areas of Tokyo」「Various Places of Interest」の都心イラストをデザイン・更新すること。また、近年の最新

- ランドマーク（国立競技場、池袋グローバルリング、豊洲市場、東京都現代美術館等）を加えること。
- ⑤ 6 ページについて：各テーマの見学施設の開館状況を確認し、休業の施設を削除し、代替案を提案し、掲載すること。
  - ⑥ 7 ページについて：「Japan' s Education System」に記載のある統計データについて、最新データを調べ、適宜時点修正を行うこと。修正の必要がない場合は、そのままとする。
  - ⑦ 7 から 8 ページの「Events on the School Calendar」について：記載内容を確認し、適宜修正を行うこと。修正の必要がない場合は、そのままとする。
  - ⑧ 9 ページについて：「Past Achievements」に記載のある表について、財団から提供する最新データをもとに修正を行うこと。また、「Flow of Proceedings」の「3 months to 1 month prior to visit」の「to 1 month」を削除すること。
  - ⑨ 13 ページから 16 ページについて：各施設の情報を時点修正するとともに、教育施設としてよりふさわしい施設を 3 案程度提案し、既存掲載施設との入れ替え変更を行うこと。変更にあたっては、財団の承認を得るとともに、掲載用の写真等の入手及び掲載許可をとること。
  - ⑩ 17 ページについて：伊豆大島へのモデルコースや情報について最新状況を確認し、必要に応じて修正すること。
  - ⑪ 18 ページについて：記載のある各公共交通機関の切符情報の URL を各機関へ確認し、最新版 URL へ修正すること。また、記載内容に時点修正がある場合も確認し、最新情報に修正すること。
  - ⑫ 上記 6(1) で造成するモデルコースをパンフレットの適切な場所に掲載すること。
  - ⑬ その他、必要に応じて掲載情報を更新すること。更新箇所については、財団と協議の上、決定すること。

#### イ. 日本語版パンフレットの制作

国内教育関係者向けに教育旅行目的地としての東京を PR することを目的に、以下の掲載必須内容を踏まえ、財団と協議の上、制作を行うこと。なお、「DISCOVER TOKYO」（英語版・繁体字版）と一部同じ内容を掲載することは妨げない。

- ① 表紙
- ② 東京の魅力、東京へ教育旅行をおすすめする理由：先進技術、文化、歴史、防災、SDGs、体験などを組み合わせて、他の地域にはない教育旅行地としての東京の魅力を掲載すること。
- ③ モデルコース：上記 6(1) で造成するモデルコースを掲載すること。

- ④ 教育旅行コンテンツ：教育旅行受入可能な観光施設等40箇所程度を掲載すること。体験内容によって分類したり、索引をつけたりするなどレイアウトの工夫を行い、わかりやすく記載すること。また、各施設の名称、写真、特色の紹介、住所、連絡先、開館時間、受入可能人数、費用、感染拡大防止に関する取組み等を調べて記載すること。
- ⑤ 交通マップ
- ⑥ 裏表紙：東京の基本情報等掲載すること。
- ⑦ その他、教育旅行パンフレットとして必要な事項を掲載する。

ウ. デザイン・規格

- ① 教育旅行関係者が利用しやすく見やすいデジタルパンフレットとすること。また、東京の魅力を訴求できるデザインとすること。
- ② 版型：A4 縦型
- ③ 日本語版デジタルパンフレットのページ数：英語版・繁体字版と同程度を想定しているが、理解しやすく、簡単に読むことができるページ数とする。

エ. その他

- ① 撮影（撮影及び使用に係る許可等も含む）・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正・掲載先等への校正確認・デジタルパンフレットにアップロード可能な仕様・納品・工程管理など、制作に必要な全ての作業を行うこと。
- ② 掲載施設等に掲載許可を取得の上、クレジット表記等も確認の上、掲載すること。
- ③ 掲載されている写真の変更を提案することは妨げないが、変更にあたっては、2案以上提案し、財団の承認を得ること。
- ④ 全言語のパンフレットは東京デジタルパンフレットギャラリー（<https://www.gotokyo.org/book/>）へアップロードすること。掲載費用は当事業費用に含めること。
- ⑤ 制作期限：全言語版の制作及びデジタルパンフレットギャラリーへの掲載を令和5年2月末を目途に完了すること。

(3) 「教育旅行」ウェブサイト制作・運営管理

以下の仕様を満たしたウェブサイトを作成すること。ターゲットは上記6(1)及び(2)と同じとする。ユーザビリティが高く、対象ユーザーが瞬時に理解できるページとすること。

ア. サイト運営について

- ① ドメインの取得と管理を行うこと。なお、ドメイン名については、財団と相談の上、決定することとする。またDNS（プライマリ・セカンダリ）サーバーを用意し、管理運用を行うこと。

- ② サーバーは受託者で用意し、受託者は本事業用ウェブサイトの運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データ バックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。
- ③ 全てのページを HTTPS 化（常時 SSL 化）すること。
- ④ 委託完了時にアクセス数等を財団に報告すること。報告項目については、事前に財団と協議すること。
- ⑤ 来年度以降、コンテンツを追加する場合にも対応できるよう、ウェブサイトの構築及び設計をすること。
- ⑥ 一般的なブラウザや、PC、スマートフォン、タブレット等の機器で支障なく閲覧可能なものとする。
- ⑦ 受託者はサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。サイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し指示を仰ぐこと。
- ⑧ ウェブサイト運営に使用するシステム等（サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS 等）は、セキュリティレベルが高く、継続的に安定した運用可能なものを使用すること。必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに財団に共有し、指示を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は財団へ報告すること。
- ⑨ 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- ⑩ 別紙 1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、必要と思われる項目については同ルールに準じること。

#### イ. 日本語版

- ① 東京観光公式サイト GO TOKYO のヘッダー「学校関係・団体の方」及び同サイトの事業者向けページ  
（ <https://www.gotokyo.org/jp/agent/index.html> ）の「教育旅行」からリンクするページ（サイト）を制作すること。リンク設定は、GO TOKYO サイト委託事業者側で行う。制作するサイトは、同サイトの現行ページ  
（ <https://www.gotokyo.org/jp/education/> ）に代わるものとして、現在掲載されている内容を網羅したものとするが、必要に応じて情報更新及びレイアウト等の変更を行うこと。また、GO TOKYO サイトと同様のヘッダーを設置すること。



- ② 上記6(1)及び(2)で造成する「モデルコース」、「東京がおすすめの理由」、「東京観光スポット」「お役立ちリンク集（修学旅行等団体受入宿泊施設・飲食施設等の集約）」等のコンテンツを新規制作し、追加掲載すること。
- ③ 前項②の「お役立ちリンク集」については、東京での修学旅行関連お役立ちリンクを掲載すること。また、修学旅行等団体受入宿泊施設・飲食施設等のリスト（それぞれ20件程度以上）を集約して、PDF等の形式で掲載すること。
- ④ 前項②の「東京観光スポット」については、修学旅行生向けに教育施設としてふさわしいスポットや観光施設を掲載すること。

#### ウ. 英語版及び中国語繁体字版

- ① 東京観光公式サイト GO TOKYO のヘッダー「School Trips」（英語）及び「教育旅行」（中国語繁体字）からリンクするページ（サイト）を制作すること。リンク設定は、GO TOKYO サイト委託事業者側で行う。制作するサイトは、下記の同サイトの現行ページに代わるものとして、現在掲載されている内容を網羅したものとするが、必要に応じて情報更新及びレイアウト等の変更を行うこと。また、GO TOKYO サイトと同様のヘッダーを設置すること。
  - ・英語版 <https://www.gotokyo.org/en/education/>
  - ・中国語繁体字版 <https://www.gotokyo.org/tc/education/>
- ② 上記6(3)イ. 日本語版ウェブページで掲載する「モデルコース」、「東京おすすめの理由」、「東京観光スポット」等のコンテンツを英語版及び中国語繁体字へ翻訳し、該当言語のページに掲載し、必要に応じて、新規ページを制作すること。
- ③ 前項②の「東京おすすめの理由」については、パンフレット「DISCOVER TOKYO」（英語版・繁体字版）と同じ内容を抜粋して、該当言語のページに掲載することは妨げない。

#### エ. その他

- ① ウェブページの制作にあたって、必要に応じて、GO TOKYO ウェブサイトの委託事業者と連携し、ページを制作すること。
- ② 各施設等に掲載許可を取得の上、クレジット表記等も確認の上、掲載すること。
- ③ 写真素材はパンフレットに掲載するものと同じ素材を使用することは妨げない。
- ④ 制作期限：令和4年11月末を目途に、全ての言語版について公開すること。

## 7 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 8 秘密の保持

受託者は、第7により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第7により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 9 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 10 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団や受託者が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

ア. 本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業の遂行にあたり第7により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

## 11 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払いは、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙3「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4版、縦書きカラーで作成の上、電子データを納品すること。

※内容、体裁、提出期限等は財団と協議の上決定する。

ウ. 成果物

- ① 映像マスターデータ (MP4 等)
- ② パンフレット電子データ (ai、indd、PDF 等)
- ③ 修学旅行等団体受入ホテル・飲食施設等のリストの Word や Excel、PDF ファイル
- ④ DVD (上記①～③を収めたもの)

エ. 電子情報処理委託に係る各種様式

別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」参照のこと。

## 12 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）等は、全て東京都・財団に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、東京都・財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、東京都・財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ東京都及び財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、第7により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 13 契約更新について

- (1) 本委託業務に係る契約のうち「6 委託内容 (3)「教育旅行」ウェブサイト制作・運営管理」に限り、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。
- (2) 更新を検討するにあたって財団において評価会を実施するため、財団からの指示に従い、業務報告書を提出すること。
- (3) 更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

## 14 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (4) 本事業の委託者は財団であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応するものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては、別途そのポリシーに従い代金を支払う。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 許（きよ） 電 話： 03-5579-2683 E-mail： schooltrip@tevb.or.jp
--